

ハートパル

2024年



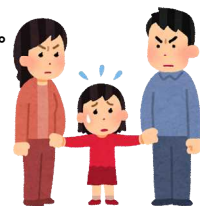
268号

今、一度考えてみましょう。
家族の在り方「親権」って何のため？

子の幸せな成長を共に担うはずの両親、母と父。あなたと私。しかし夫婦は離婚すれば他人。でも子の成長に終わりはありません。母として、父として、子の健やかな成長には愛も欠かせませんが、義務もあるはずです。

そもそも

親権ってなに？ …この2つが「親権」です！



財産管理権

親権者は、子の財産を保護するため、子の法律行為の代理権や同意権を有しており、子の財産を管理する権利義務を負う(民法824条)

未成年は一人で法律行為ができないので法定代理人となって契約を締結する

身上監護権

監護教育権：子を健全に育てるために必要な措置を取ること

居所指定権：子は、親権者が指定した場所を居所とすること

職業許可権：子は、親権者の許可がなければ職業に就くことができない

それなら

知っておきたい、今日の親権 まめ知識

今の日本の親権制度では婚姻中は父母の共同親権ですが、離婚後は**単独親権**となります。離婚には2種類の手続き方法があります。

離婚①**協議離婚**(令和2年の厚生労働省の統計では約88.3%)
親権を父母のどちらかに決めなければ離婚ができない。

離婚②**裁判離婚**(令和2年の厚生労働省の統計では約11.7%)
裁判離婚の中に「調停離婚」も含まれますが、裁判所で先に離婚を決めておいてから、次に親権をどちらにするか決めることもできる。

おさえておきたい、これからの親権



今年の5月に民法改正案が可決されたことにより、これからの親権は多くの海外諸国と同じように**共同親権**になります。

課題は法律施行までにガイドラインで示されるとのことですが、2026年には改正法が**施行**されます。

ハートパルクイズ

「親権」がないと親として子を養育することはできない？

① できない

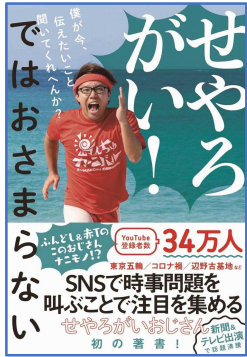
② できる

答えは裏面をご覧ください

ライブラリー室より
イチオシ書籍のご紹介

「せやろがい！では おさまらない」
僕が今、伝えたいこと 聞いてくれへんか？
(ワニブックス)

11月23日の
講演会の講師
の著書です



関西弁なのに沖縄の海で叫ぶ「せやろがいおじさん」(ウチナーグチになるのはいつ?) SNSで時事問題を叫ぶことで注目をあつめている「せやろがいおじさん」の初の著書がライブラリー室の仲間になりました。

自分の中の「あれ? これって・・・」という気づきを大切に、間違っていることを素直に自分自身に軌道修正をかけている「せやろがいおじさん」が、かわいらしく見えてくる魅力にあふれています。

アンダーラインが引いてあったり読みやすい大きな文字で、読者を元気にしてくれる本です。

ライブラリーでは即日に出貸登録ができます!(一人3冊、2週間の貸出)
面白い本がたくさんあります。是非、ハートパルのライブラリー室にお立ち寄り下さい。

📌 オススメ講座のご案内

10/6(日) 10:30~12:30
場所:プラザおおむら2階ホール

女性のための護身術講座

夜道で後を付けられたり、いきなり手や体をつかまれたら・・・怖い思いをしたことはありませんか?
逃げ方や護身術が学べます!

申込QR



※持ち物など詳細についてはハートパル、または市ホームページでご確認下さい

当センターでは定期的にイベントや講座等を開催しています。

- ✔ 自分らしさを発見したい
- ✔ 新しい自分に出会いたい
- ✔ 知識を身につけたい

そんな方に役立つ情報があるかもしれません。ぜひご利用下さい。

男女共同参画推進センター「ハートパル」

女性のための相談室

月~金曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始休み)

☎ 0957-54-8715

秘密は守ります ひとりで悩まず気軽にお電話ください

相談無料

クイズの答え

② できる

親権がなくても養育はできます。

※悩んだときは左の相談室にまずは お電話ください

当センターへの相談・イベント講座などで来所され、右図の駐車場をご利用の場合は、無料駐車券を発行します。

【問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0832

大村市本町458番地2 プラットおおむら4階(旧浜屋ビル)

TEL:0957-54-8715 FAX:0957-54-8700

EX-ル:danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

問合せ時間 月~金曜日 9:00~17:00(祝日・年末年始休み)

